

賃金規程

第1章 総 則

第1条 (適用範囲)

この規程は、就業規則第 一条に基づき、従業員の賃金及び賞与について定めたものである。但し、パートタイマー等就業形態が特殊な者については、原則としてその者と締結した雇用契約による。

第2条 (賃金の構成)

賃金の構成は以下のとおりとする。

- 1) 基準内賃金
 - ① 基本給
- 2) 基準外賃金
 - ① 時間外・休日・深夜労働の手当等

第3条 (賃金計算期間及び支払日)

賃金は、当月1日から起算し、当月31日を締め切りとした期間（以下、「賃金計算期間」という。）について計算し、翌月5日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当するときは従業員（第1号については、その遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
 - ① 従業員が死亡したとき
 - ② 従業員が退職し、又は解雇されたとき
 - ③ 従業員又はその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を被り、又は従業員の収入によって生計を維持している者が死亡したため臨時に費用を必要とするとき
 - ④ 従業員又はその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上帰郷するとき
 - ⑤ 前各号のほか、やむを得ない事情があると事務所が認めたとき

第4条 (賃金の支払方法)

賃金は通貨で直接従業員にその全額を支払う。

2. 前項の規定にかかわらず、従業員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては賃金を支払うときに控除する。
 - ① 源泉所得税
 - ② 雇用保険料
 - ③ 健康保険料（介護保険料を含む）
 - ④ 厚生年金保険料
 - ⑤ 事務所の貸付金の当月返済分（本人の申し出による）
 - ⑥ その他必要と認められるもので従業員代表と協定したもの

第5条（遅刻、早退又は欠勤の賃金控除）

遅刻、早退又は欠勤により、所定労働時間の全部又は一部を休業した場合は、以下の計算式によりその不就労の時間に応じる賃金は支給しない。ただし、この規程又は就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1月平均所定労働時間（1月平均所定労働日）}} \times \text{不就労の時間数}$$

2. 前項の場合、休業した時間の計算は賃金計算期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。
3. 一賃金計算期間における賃金の総額に10円未満の端数が生じた場合は、これを10円に切り上げるものとする。

第6条（中途入社又は中途退職の賃金計算）

賃金計算期間の中途に採用され、又は退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計算式により日割りで支給するものとする。なお、10円未満の端数の取り扱いについては前条第3項の規定を準用する。

$$\frac{\text{基本給}}{\text{1月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

2. 死亡の場合には、その月の賃金は全額支給する。

第7条（休職期間中の賃金）

就業規則に規定する休職期間中は賃金を支給しない。

第8条（臨時休業中の賃金）

事務所の都合により従業員を臨時に休業させる場合には、休業1日につき平均賃金の100分の60に相当する休業手当を支給する。

第2章 基準内賃金

第9条（基本給）

基本給は、欠勤した場合に当該不就労分の控除を行なう日給月給制とする。

第10条（基本給の決定）

基本給は、従業員の学歴、能力、経験、技能、職務内容及び勤務成績などを総合的に勘案して各人ごとに決定する。

2. 事務所内の資格制度において降格があった場合は、基本給を減額することがある。
3. 担当する職責に著しい変更があった場合は、基本給を変更することがある。

第11条（給与の改定）

給与の改定は、基本給を対象に毎年4月に従業員各人の勤務成績を評価して行い、当月分から実施する。但し、事務所の業績によっては、改定の額を縮小し、又は見送ることがある。

2. 以下の各号の一に該当する者については給与の改定を保留することがある。

- ① 算定期間中の欠勤日数 60 日を超える者
- ② 著しく技能が低い者又は勤務成績ならびに素行不良の者
- ③ 勤続 6 ヶ月未満の者

3. 事務所は必要に応じ、臨時に給与を改定することがある。

第3章 基準外賃金

第 15 条 (時間外・休日・深夜労働の手当等)

法定の労働時間を超えて労働した場合には時間外労働手当を、法定休日に労働した場合には休日労働手当を、深夜(午後 10 時から午前 5 時までの間)に労働した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ以下の計算により支給する。

時間外労働 手 当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
休日労働 手 当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$
深夜労働 割増賃金	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

2. 算定基準賃金とは基準内賃金をいう。

付 則

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。